

保護者の皆様へ

令和5年度

特別支援教育就学奨励費についてのお知らせ

益田市教育委員会学校教育課
(Tel 31-0451)

1. 特別支援教育就学奨励費とは

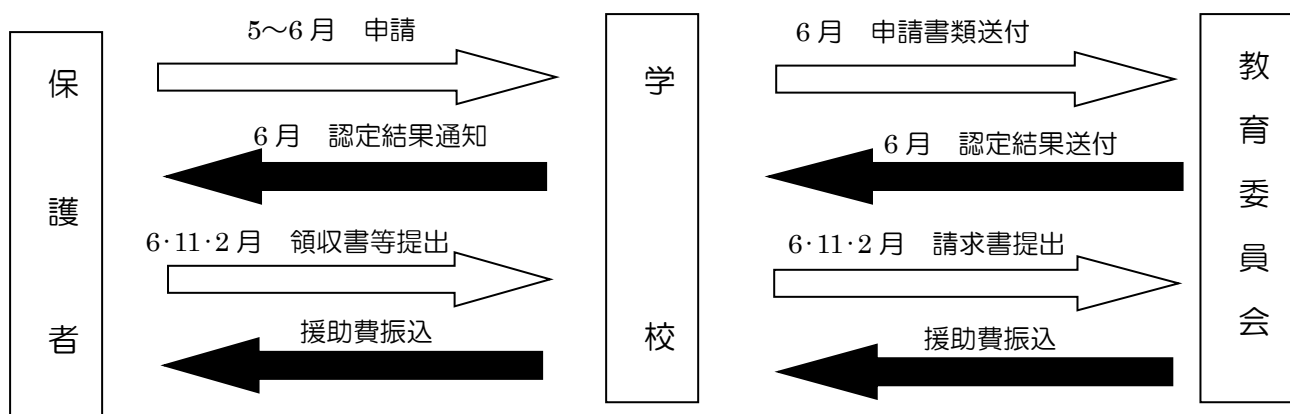
益田市内の小、中学校の特別支援学級へ就学する児童、生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、その世帯の収入に応じて学用品費・学校給食費等の一部を援助する制度です。

2. 支給の対象となる経費

裏面（「援助経費一覧」）の経費について、実際にかかった費用（実費）の一部を援助します。ただし、世帯の収入によっては、援助される経費及び割合が異なる場合があります。

また、生活保護及び就学援助制度を受けている世帯は、それぞれの制度と重複しない経費（交流学習交通費及び職場実習交通費）についてのみ援助の対象となります。

3. 申請から支給までの流れ



※特別支援学級に年度途中から入級する場合は、入級日以降の経費が補助対象となります。入級日以降において、上記の流れで手続きを行います。

4. 令和5年度 援助経費一覧

| | 小学校 | 中学校 | 備考 |
|---|-------------------------|-------------------------|--|
| 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 | 実費の1/2 (上限 25,555 円) | 実費の1/2 (上限 30,490 円) | 保護者から「物品購入申出書」を提出。 <u>領収書(レシート)が必要。</u> ※年度途中の入級の場合は対象外となります。 |
| 学用品・通学用品購入費 | 実費の1/2 (上限 5,820 円) | 実費の1/2 (上限 11,370 円) | 保護者から「物品購入申出書」を提出。 <u>領収書(レシート)が必要です。</u> |
| 校外活動参加費 (宿泊なし) | 実費の1/2 (上限 800 円) | 実費の1/2 (上限 1,155 円) | 校外学習に参加する経費のうち、直接必要な交通費、見学料等。 |
| 校外活動参加費 (宿泊あり) | 実費の1/2 (上限 1,845 円) | 実費の1/2 (上限 3,105 円) | 校外学習に参加する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費、見学料等。援助は学年を通じて1回。 |
| 学校給食費 | 実費の1/2 | | 学校給食の保護者負担の費用。学期ごとに支給。 |
| 修学旅行費 | 実費の1/2 (上限 10,790 円) | 実費の1/2 (上限 28,860 円) | 修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学料等。 |
| 通学費 | 実費 | | 定期券の写しが必要です。 |
| 交流学习交通費 | 実費 | | 特別支援学校または他校の特別支援学級との集団学習(水泳療育等)に参加する場合の交通費。 |
| 体育実技用具費 (中学校のみ) | / | 実費の1/2 (上限 3,825 円) | 学校の授業で使用する柔道着。 |
| 職場実習交通費 (中学校のみ) | | 実費 | 学校以外の事業所等において、職業教育のための現場実習に参加する場合の交通費。 |
| <p>※世帯収入が高い場合は通学費・交流学习交通費・職場実習交通費(中学校)の実費の1/2のみが、援助の対象となります。(太字部分)</p> <p>※要保護・準要保護の認定を受けている児童生徒については、交流学习・職場実習交通費のみ支給されます。</p> | | | |

特別支援学級へ年度途中に入級する場合

- 新入学児童生徒学用品・通学用品費は対象となりません。
- 補助対象品目は、上限まで支給可能です。
- 学用品・通学用品購入費では入級日以降に購入した物品が補助対象となります
- 学用品・通学用品等の購入期限は入級日から1月末までです。

5.

特別支援教育就学奨励費 学用品・通学用品 対象品目（例示）

| | 対象となるもの | 対象とならないもの |
|------|---|--|
| 学用品 | ○文房具類 えんぴつ・ペン・消しゴム ノート・下敷き・筆箱 のり・テープ・はさみ・カッター バインダー・ファイル・クリアケース 等 ○実技教科用品 スケッチブック・絵具セット・デザインセット ピアニカ・リコーダー 家庭科実習用品 習字用品 作業用品（軍手、帽子） 等 | えんぴつ削り 等 家庭で使用するもの 調理実習食材 卒業アルバム・文集 |
| 副読本 | ワーク・ドリル・辞典 等 ☆学校が一括購入、集金するものは領収書不要 （校長が証明） | 学力テスト・ スポーツテスト |
| 体育用品 | 体操服・運動靴・体操帽子 水着・水泳帽子、プール用タオル ビニールバック 等 | 部活動で使用するもの |
| その他 | 給食用品（エプロン・三角巾・ナプキン マスク・歯ブラシ・箸） 名札・上履き・ネーム用シール 等 | 弁当箱・水筒 めがね |
| 通学用品 | 制服・通学用靴・長靴・帽子 レインコート・傘 手袋・マフラー・防寒着 通学かばん・リュック 等 | 自転車 下着・靴下 |

6. 注意事項

新入学児童生徒学用品・通学用品費および学用品・通学用品費の支給を受けるには、保護者の申請が必要です。

その際、物品購入申出書に合わせて購入先が発行した領収書やレシート(商品名の記載があるもの)の提出が必要となります。領収書の貼付がないものは支給対象外となります。

学期ごとの請求になりますので、領収書を保管しておいてください。

値引き券を利用して物品購入をした時は、値引き額を引いた請求になります。

新入学学用品・通学用品費

- ランドセル等の入学準備品については入学前に購入される場合も支給対象となりますので、領収書・レシート等の保管に特にご注意ください。
- 購入期限は該当年度の1月末までです。

学用品・通学用品費

- 購入対象期間は4月1日（年度途中で特別支援学級へ入級する場合は入級日）から1月末までです。
- 4月1日（年度途中で特別支援学級へ入級する場合は入級日）からの領収書は対象となります。
- 学校で集金される教材（ドリルなど）も補助対象となりますが、学校でまとめて手続きしますので、領収書等の提出は必要ありません。

この制度についてご不明な点がございましたら、益田市教育委員会学校教育課および各学校の担当者までご連絡ください。